

# 直接請求制度の運用上の課題に関する研究会 報告書

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会

## 直接請求制度の運用上の課題に関する研究会 報告書

## 目次

1	はじめに.....	1
2	直接請求制度に係る本請求に至るまでの手続.....	3
3	地方公共団体の選挙管理委員会へのヒアリング結果.....	7
4	対応策の方向性.....	14
	(1)不正な署名収集の防止.....	14
	ア 署名収集者の特定.....	14
	イ 請求代表者、署名収集受任者及び署名者の制度理解の促進.....	15
	ウ 選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿の調査について....	16
	(2)縦覧制度における個人情報への配慮.....	17
5	その他の事項について.....	20
6	むすび.....	22

## 参考資料

参考資料1	直接請求制度の運用上の課題に関する研究会要綱・委員名簿.....	23
参考資料2	研究会の概要.....	25
参考資料3	直接請求制度の概要・これまでの主な改正内容.....	26
参考資料4	署名収集及び縦覧等の手続.....	34
参考資料5	地方公共団体の選挙管理委員会へのヒアリング結果.....	48

## 1 はじめに

(1) 直接請求制度は、我が国の地方自治制度の根幹である代表民主制を補完する制度として重要な意義を有している。地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づくものとして、条例の制定又は改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散の請求、議会の議員及び長の解職の請求、主要公務員の解職の請求がある。

直接請求は、一定数以上の住民多数の意思の合致による一種の合同行為と観念されるべき性質を有するものであり、その発動の要件として、条例の制定又は改廃の請求及び事務監査の請求については、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者<sup>1</sup>（以下「選挙権を有する者」という。）の50分の1以上の連署、議会の解散の請求、議会の議員及び長の解職の請求並びに主要公務員の解職の請求については、選挙権を有する者の3分の1以上の連署<sup>2</sup>が必要とされている。地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等には、住民の最も重要な基本的権利の一つである直接請求権の適正な行使を保障するとともに、その濫用に起因する無用な混乱と摩擦を防止するために、これを適当な規制の下に置くという観点から、選挙権を有する者の署名の収集及び署名の効力の決定の手續、罰則等が定められている。地方自治法に基づく直接請求制度の枠組みは、昭和22年の地方自治法制定及び昭和25年の地方自治法改正により形作られ、それ以後、時代の要請に応じ、個々の事項についての改正や運用の見直しが行われてきた。

(2) 地方自治法に基づく直接請求は、地方公共団体100団体当たり年間1, 2件程度で推移しているが、制度創設当初は、議会の解散請求や長の解職請求が多かったのに対し、近年は、条例の制定又は改廃の請求が多数を占めている<sup>3</sup>。

このような中、令和2年の愛知県知事解職請求に係る署名収集において、大量の署名偽造や権限のない者による署名収集等、不正な署名収集が大規模に行

---

<sup>1</sup> 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（地方自治法第74条第5項）。

<sup>2</sup> なお、選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数（地方自治法第76条第1項等）。

<sup>3</sup> 参考資料3 直接請求制度の概要・これまでの主な改正内容 32頁、33頁参照

われた疑いが生じ、直接請求自体は法定署名数が集まらず不成立となったものの、地方自治法違反（署名偽造罪）で複数の逮捕者が出るに至った。これに関連し、令和3年5月に、愛知県選挙管理委員会から総務省に対して、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関する運用上の課題に関して、「直接請求制度の運用に関する提案書」が提出された。

また、近年、個人のプライバシーが重要な利益であるという認識が社会に浸透し、個人情報保護が大きな社会的テーマとなる中で、愛知県選挙管理委員会からの提案書をはじめ、複数の選挙管理委員会から、直接請求に係る署名簿の縦覧に関し、署名者の氏名、住所、生年月日等の情報が記載された署名簿が縦覧に供されることに対する懸念が指摘されていた。

- (3) 本研究会は、こうした状況を踏まえ、立ち上げられたものであり、署名収集における不正防止と、署名簿の縦覧制度における個人情報保護について、複数の選挙管理委員会にヒアリングを行い、論点整理を行った上で、講ずべき対応を検討した。

## 2 直接請求制度に係る本請求に至るまでの手続

直接請求は、請求代表者証明書の交付申請から始まり、署名収集、選挙管理委員会による署名の審査、署名簿の縦覧等の手続を経て、本請求に至る。なお、本請求後、直接請求の類型によって、議会の議決や住民投票等が行われる。

### (指定都市以外の市町村の場合)

請求代表者証明書の交付から本請求に至るまでの手続について、指定都市以外の市町村に関する請求に係る手続の概要は、以下のとおりである。なお、代表して条例の制定又は改廃の請求の手続を挙げているが、長の解職の請求等他の種類の請求についても手続の流れは基本的に同じである。

#### ① 請求代表者証明書の交付等

請求代表者は、条例制定又は改廃請求書を添え、当該市町村の長に対し、請求代表者証明書の交付を申請する（地方自治法施行令第91条第1項）。

交付申請があったときは、当該市町村の長は、当該請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることを当該市町村の選挙管理委員会に確認し、その確認があったときは請求代表者証明書を交付し、その旨を告示する（同条第2項）。

#### ② 署名の収集

請求代表者は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）により定められた様式に基づく請求者署名簿を作製する。

請求代表者は、上記署名簿を用いて、当該選挙権を有する者に対し、法定署名数以上の署名をすることを求める（地方自治法施行令第92条第1項）。請求代表者は、自ら署名を収集するほか、選挙権を有する者に委任して署名の収集をさせることができ、この場合、署名簿に署名収集委任状の添付が必要となる（同条第2項）。署名の収集は、請求代表者又は署名収集受任者により行われなければならない。請求代表者又は署名収集受任者以外の権限のない者による署名の収集は認められない。

署名の収集期間は、請求代表者証明書交付の告示の日から、市町村にあっては1か月以内である（同条第3項）。

法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた場合や、署名権者に対する悪質な自由妨害行為、署名の偽造・増減等の行為については、罰則の適用がある（地方自治法第74条の4）。

#### ③ 署名簿の提出

請求代表者は、署名数が法定署名数以上の数となったときは、署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出して、署名した者が選挙人名簿に登録された者であ

ることの証明を求める（地方自治法第74条の2第1項）。

#### ④ 署名簿の審査

市町村の選挙管理委員会は、署名簿を受領したときは、その日から20日以内に署名簿について審査し、署名の効力の決定をし、かつ、その旨を証明する（地方自治法第74条の2第1項）。

なお、請求代表者から選挙管理委員会に提出された署名簿について、提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達している等形式的な要件を満たしている場合には、選挙管理委員会は、個々の署名の有効無効について審査することになる。この場合、選挙管理委員会は、審査の中で、関係人の出頭及び証言による調査も可能となっている（同法第74条の3第3項）。

他方で、提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない場合、選挙管理委員会による署名の審査は行われず、請求代表者に返付されることとなる<sup>4</sup>。

#### ⑤ 署名簿の縦覧、異議の申出

市町村の選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、その翌日から7日間、その指定した場所において、関係人の縦覧に供する（地方自治法第74条の2第2項）。なお、縦覧することができる「関係人」の範囲は、選挙人名簿に記載されている者全部と解されており<sup>5</sup>、縦覧に供される署名簿には、署名者の氏名、住所、生年月日、請求代表者及び署名収集受任者の氏名、住所、生年月日、性別の情報が含まれている。

署名簿の署名に関し異議がある関係人は、縦覧期間中に当該市町村の選挙管理委員会に異議の申出をすることができる（同条第4項）。

#### ⑥ 署名簿の返付、本請求

市町村の選挙管理委員会は、異議の申出が全くないとき又はすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付する（地方自治法第74条の2第6項）。

本請求は、請求代表者が署名簿の返付を受けた日から、市町村に関する請求にあつては5日以内に、当該市町村の長に対して条例制定又は改廃の請求をする（同法第74条第1項、地方自治法施行令第96条）。

---

<sup>4</sup> 行政実例昭和24年8月10日全選発第381号茨城県選挙管理委員長宛

<sup>5</sup> 行政実例昭和26年9月10日地自行発第268号鳥取県総務部長宛

## (都道府県・指定都市の場合)

都道府県及び指定都市に関する請求に係る手続について、指定都市以外の市町村の場合と異なる点は、以下のとおりである。(手続の流れが基本的に上記と同じ箇所は省略)

### ① 請求代表者証明書の交付等

請求代表者は、当該都道府県又は指定都市の長に対し、請求代表者証明書の交付を申請する(地方自治法施行令第91条第1項)。

請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該都道府県又は指定都市の長は、当該請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を、市町村又は区の選挙管理委員会に依頼し、その確認があったときは請求代表者証明書を交付する(同条第2項)。

### ② 署名の収集

署名簿は、都道府県に関する請求については市町村ごとに、指定都市に関する請求については区ごとに作製する(地方自治法施行令第93条)。

署名の収集期間は、請求代表者証明書交付の告示の日から、都道府県及び指定都市にあつては2か月以内である(同施行令第92条第3項)。

なお、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、一定期間、当該選挙が行われる区域においては署名の収集を行うことができない(地方自治法第74条第7項)。都道府県及び指定都市に関する請求において、その区域の一部において選挙が行われた場合には、当該区域のみ、署名収集期間が延長され、他の区域では先に署名収集期間が終了することとなるが、署名収集期間が満了した区域に係る署名簿は、満了日の翌日から10日を経過する日までの間に市町村又は区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない(地方自治法施行令第93条の2第1項)。

仮提出された署名簿について、その後、提出の申出(同条第2項)がなければ、仮提出された署名簿について選挙管理委員会による署名の審査は行われず、請求代表者に返付されることとなる。

### ③ 署名簿の提出 ～ ⑤ 署名簿の縦覧、異議の申出

署名簿は、当該都道府県又は指定都市の選挙管理委員会ではなく、市町村又は区の選挙管理委員会に提出され、市町村又は区の選挙管理委員会において署名簿の審査、縦覧等が行われる。

### ⑥ 署名簿の返付、本請求

本請求は、請求代表者が署名簿の返付を受けた日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては10日以内に、当該都道府県又は指定都市の長に対して条例制定又は改廃の請求をする（地方自治法第74条第1項、地方自治法施行令第96条）。

### 3 地方公共団体の選挙管理委員会へのヒアリング結果

- (1) 近年、直接請求が行われた複数の地方公共団体の選挙管理委員会に対して、不正な署名収集の防止、縦覧制度の見直し等を中心に、事前にヒアリングを実施した。署名収集の防止及び縦覧制度の見直しに関するヒアリング結果の概要は、以下のとおりである<sup>6</sup>。

#### 【不正な署名収集の防止に関して】

##### (質問)

過去の事例において、不正・無効な署名収集が疑われた署名にはどのような態様のものがあつたか。

##### (意見の概要)

法令上の規制に意図的に違反したようなものではなく、署名収集受任者や署名者が署名収集に係る法令上の規制を十分に理解していないことに起因する態様のものが多いという回答が多かった。

##### (具体的な意見)

- ・ 家族と思われる方が家族全員の署名を行っているものや、選挙人名簿に登録されていない者が署名しているもの等、故意ではないと思われるもの、形式的な不備に当たるものが多かった。(B市、C市、D市、E町、選管連)
- ・ 請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集しているものや、署名収集受任者の氏名等の記載がない委任状が綴られた署名簿で署名収集しているものもあつた。(C市)
- ・ 指定都市は行政区ごとに選挙人名簿が作成されているが、ターミナル駅等の街頭で署名収集した場合、当該行政区の選挙人名簿に登録されていない者の署名が多くなる。また、署名収集受任者が選挙人名簿に登録のない別の区で署名収集している事例もあつた。(B市、C市)
- ・ 本人以外の者によって署名が偽造されたものが大量に含まれている疑いのあつた事例があつた。(A県)

---

<sup>6</sup> 参考資料5 地方公共団体の選挙管理委員会へのヒアリング結果 48頁～54頁参照  
実施団体数：7団体(都道府県(A県)、指定都市(B市、C市)、中核市(D市)、町(E町)、選管連2団体)  
実施時期：令和3年6～7月、10～11月にそれぞれ1回ずつ

### (質問)

不正・無効な署名収集の要因は何か。これを防止するために、現行制度で見直すべき点はあるか。

### (意見の概要)

署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集したり、住民が一般の署名運動と区別せずに署名していることが要因として考えられるという意見が多く、法令改正を伴う制度の見直しを求めるものではなく、運用上の対応の必要性を示唆する意見が多かった。

### (具体的な意見)

- ・ 署名収集前に請求代表者へ選挙管理委員会から説明を行っている(※)が、請求代表者から署名収集受任者への説明が行き届いておらず、署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集していることに起因していると思われる無効な署名が多い。(B市、C市、D市、E町)
- (※)・請求代表者が最初に選挙管理委員会に来た際に、請求代表者の定義や署名簿の様式、署名収集のやり方、署名簿の提出の方法等の基本的な事項について説明をしている。
- ・選挙管理委員会独自で作成した注意事項を記載した文書や、署名簿の様式例を交付している。
- ・これらのほか、選挙管理委員会委員長がマスコミに対して注意事項等の周知を行っている。
- ・ 地方自治法上の規制がある直接請求に係る署名収集と、法令上の規制がない一般の署名収集とを住民が混同していること、すなわち、直接請求に係る署名収集には地方自治法上の規制があるということを住民がよく理解していないことが要因として考えられる。(C市、D市)
- ・ 地方自治法上の規制等を署名収集受任者や住民に周知・理解してもらうことが必要ではないか。(B市、C市、D市、E町)

### (質問)

不正な署名収集の防止をするため、署名簿に署名収集者の署名を義務づけるなど、署名簿上で署名収集者を特定できるようにする方策をとることについてどう考えるか。

### (意見の概要)

署名簿上で署名収集者を特定できたとしても、署名の偽造防止への効果に疑問

があるという意見があった一方で、不正に対してのハードルが上がるのではないかと、請求代表者や署名収集受任者以外の者による署名収集の防止に対して一定の効果があるのではないかという意見もあった。現行制度下でも、署名収集者を特定させる運用をしているため、問題ないという意見も多かった。

#### (具体的な意見)

- ・ 署名簿上で署名収集者を特定できないことが署名の偽造に繋がっているとは考えられず、署名収集者を特定するために署名収集者の署名を義務づけることの必要性には疑問が残る。(B市)
- ・ 現行制度上、不正抑止の目的で署名の偽造等に対する罰則が設けられているので、さらに署名収集者側の負担を増す方策をとる必要があるかについては、慎重な議論が必要。(選管連)
- ・ 署名簿に署名収集者の署名を義務づければ、審査時に疑義が生じた際の確認が簡便になる効果に加え、不正に対してのハードルが上がり、署名の偽造の防止に繋がるのではないかと。(A県)
- ・ 署名簿に署名収集者の署名を義務づけて、署名簿上で署名収集者を特定できるようにすることは、請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集することを防いで、請求代表者や署名収集受任者の責任を徹底させるということに資するのではないかと。(C市、E町)
- ・ 現行制度でも運用において署名収集者の特定はできており、現行の運用(※)で問題ない。(B市、D市、E町)

(※) 請求代表者と署名収集受任者ごとに署名簿を作成するよう促している。

請求代表者用の署名簿の表紙には、複数の請求代表者のうち誰が収集したか分かるよう氏名を記載するよう促している。

#### (質問)

選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に明確に規定することについてどう考えるか。

#### (意見の概要)

審査の対象とならない署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか不明確なため、調査権限を規定することが必要とする意見がある一方で、選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に規定する必要はないとする意見が多かった。

#### (具体的な意見)

- ・ 選挙管理委員会の対応に問題がなかったかどうか等を含め、行政として制度

運用の実態把握が必要な場合があるが、現行法では、審査の対象とならない仮提出された署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか分かりにくく、調査権限を規定することが必要。(A県)

- ・ 手元にある署名簿の確認や任意での関係者への聞き取り、大量の不正署名が判明した場合の告発等は、新たな法律上の規定がなくても、選挙管理委員会の役割や事務としてできるため、調査権限の規定は必要ない。(B市、E町、選管連)
- ・ 仮に不正署名が大量にある場合は、捜査機関の捜査に委ねられるため、選挙管理委員会が法律の規定に基づき独自に調査ができるようにする必要はない。(B市、D市、選管連)
- ・ 調査権限の規定が設けられると、選挙管理委員会がケースごとに当該規定への該当性を判断しなければならなくなることや、外部者より全ての署名の調査を要求されて対応に苦慮する事案が生じる懸念がある。(C市、D市、E町)

## 【縦覧制度の見直しに関して】

### (質問)

縦覧制度を個人情報保護の観点から見直すことについてどう考えるか。

### (意見の概要)

個人情報保護の観点から見直しが必要であり、特に DV 等被害者支援措置対象者<sup>7</sup>については何らかの対応が必要であるとする意見が多かった一方で、見直しを行う際には縦覧の役割とのバランスを考えることが重要であり、具体的な見直しの方法に関しては、今後の議論が必要であるという意見が多かった。

### (具体的な意見)

- ・ 極めてセンシティブな政治的な主張に対して、賛成や反対の立場で署名することになるので、署名者は、縦覧により氏名や住所、生年月日がさらされるこ

---

<sup>7</sup> ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等をいう。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）第5の10）を受けている者

とに対して懸念を抱くものとする。(C市)

- ・ 現行の縦覧制度は、個人情報の保護に配慮したものとなっていないため見直しが必要である。原則として氏名の部分のみ縦覧させることとし、縦覧者本人又はその家族の署名について氏名以外の部分(住所、生年月日等)も含めて縦覧したい旨の申出があったときは、住所・生年月日を含めた本人確認の上、氏名以外の部分についても縦覧させる運用が考えられる。(A県、B市)
- ・ 署名者に縦覧させる部分を本人の署名の部分に限るなどの対応により、個人情報の保護を図ることができるが、関係人が署名簿の署名に関し異議を申し出る機会の喪失に繋がる面がある。縦覧の趣旨との折り合いをどこで付けるか非常に難しい。(A県、D市)
- ・ 関係人が署名を確認する際に重要な情報となる住所や生年月日は縦覧させる必要があるため、現行制度の見直しは必要ない。(E町、選管連)

#### (DV等被害者支援措置対象者の署名等の対応について)

- ・ DV等被害者支援措置対象者が、氏名、住所等を縦覧されることを恐れて署名を控えるなど、直接請求の権利が行使できなくなるということは不適切なため、何らかの措置が必要である。(A県、C市、D市)
- ・ 例えば、署名簿の氏名の部分のみ縦覧に供するといった対応をとったとしても、氏名のみからでも署名をしたDV等被害者支援措置対象者が当該市区町村に住んでいることが縦覧者(加害者等である可能性もある)に分かってしまう可能性があるため、署名簿のうちDV等被害者支援措置対象者の署名が含まれる部分を縦覧の対象から除くといった対応も必要である。(B市、E町)
- ・ 選挙人名簿のデータと住民基本台帳のDV等被害者支援措置対象者の情報が連携している場合には、署名の審査の段階でDV等被害者支援措置対象者が署名しているかどうかを把握することは可能であり、本人以外の者に当該署名を縦覧させないことはできると思われるが、縦覧の役割とのバランスを考える必要がある。(A県、E町)

- (2) 本研究会の中で、2団体の選挙管理委員会に対して、不正な署名収集の防止や縦覧制度の見直しに関してヒアリングを実施した。その結果の概要は以下のとおりである。

#### 【不正な署名収集の防止に関して】

- ・ 署名収集はあくまで請求代表者の責任によって行われるべき政治的な性格を持った活動であるため、選挙管理委員会という中立の立場上、署名収集活動の指南を行うようなことは消極的に考えている。近年実施された直接請求では、署名収集者に対して説明会などは行っておらず、直接請求を行うにあたり問合せがあったものに対して、その都度回答を行い、署名収集前の事前調整等の際に書面等により制度に関する情報を提供した。
- ・ 直接請求をしたいという問合せがあった際に、制度の根本から説明を行い、その都度、疑問についての回答を繰り返し行っている。近年実施された直接請求では、請求代表者に対し、署名簿の様式について、選挙管理委員会から例示したものを使用して欲しい旨のお願いをしたり、収集の方法や署名の記載方法についても、法律違反になる場合を細かく説明した。選挙管理委員会として、受任者への説明は直接行っていない。
- ・ 悪意で行われる偽造を防ぐことは難しく、そのために罰則があるが、悪意を起かさせないような仕組み作りというものが必要であると考えられる。
- ・ 署名収集者の特定について、運用で円滑に進むのであれば問題はないが、一方で、あくまで運用であるため、請求代表者の協力が得られない場合など、運用で対応することには限界があると感じている。
- ・ 選挙管理委員会側で調査を始める場合に、どのような根拠に基づいて調査ができるかが分かりにくい。
- ・ 選挙管理委員会に調査権限を付与されても、選挙管理委員会に寄せられた情報が正しいものかを判断することが非常に難しい。調査権限が規定されると必要署名数が集まっていないにもかかわらず、署名簿を受け取って欲しいという要望が多くなると考えられる。また、そのような場合に受け取ることを拒むことや、どのような場合に調査を行うことができるのかといった線引きが明文化されていなければ、選挙管理委員会としても運用上困惑すると考えられる。

#### 【縦覧制度の見直しに関して】

- ・ 国民全体の意識として個人情報保護ということがかなり問題意識として持たれるようになってきており、縦覧に関して自分の名前を他人にさらすということに関する抵抗感は、以前よりも増しているのではないか。一方で、縦覧によって署名簿を全員の目に触れる形にして署名の効力を確定させていくということも重要であると考えられる。
- ・ 縦覧がされるということを知らない署名者も多く、選挙管理委員会に対して、

署名簿は公開されるのかといった不安な声はあった。一方で、政治的な主張をするのであれば、誰が署名したかを公開する必要があるという意見もあった。縦覧制度のもとでは、署名簿の一部でも隠すのは制度の趣旨に反して難しいと考えられるが、他方で、DV 等被害者支援措置対象者等への対応は必要であり、閲覧制度にするというのも一案ではないかと考える。

以上のような選挙管理委員会へのヒアリング結果等を踏まえ、不正な署名収集の防止に関しては、①署名収集者の特定、②請求代表者、署名収集受任者及び署名者の制度理解の促進、③選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿の調査といった事項について検討を行った。

また、縦覧制度の見直しに関しては、縦覧制度における個人情報保護への配慮について、縦覧の役割とのバランスを踏まえつつ、検討を行った。

## 4 対応策の方向性

### (1) 不正な署名収集の防止

#### ア 署名収集者の特定

現行制度上、署名簿には、地方自治法施行規則により様式が定められた請求書、請求代表者証明書のほか、請求代表者が署名の収集を委任した場合、署名収集委任状を綴り込まなければならないこととされているが、請求代表者が複数いる場合、請求代表者証明書には、複数の請求代表者の氏名等が記載されるため、当該署名簿を用いて署名を収集した者がいずれの請求代表者であったのか、署名簿上で特定することはできない。また、複数の署名収集受任者が1冊の署名簿を用いて署名の収集を行った場合、当該署名簿に複数の署名収集委任状が綴られることになるため、当該署名簿を用いて署名を収集した者がいずれの署名収集受任者であったのか、署名簿上で特定することはできない。さらに、請求代表者又は署名収集受任者以外の権限のない者により署名が収集されたとしても、実際の署名収集者を署名簿上で特定することはできない。

選挙管理委員会へのヒアリング結果等を踏まえると、現行制度において、実際に署名を収集した者を署名簿上で特定することができない場合があることが、不正を行う際の心理的なハードルを下げている、署名の偽造や権限のない者による署名収集の一因となっている可能性が考えられる。署名簿上で署名収集者を特定できれば、不正を行った者を特定しやすくなり、捜査の端緒になるほか、不正な署名収集に一定の抑止力があるものと考えられる。加えて、請求代表者又は署名収集受任者が自ら署名収集を行わなければならないことを明確化することができ、請求代表者又は署名収集受任者以外の権限のない者による署名収集を抑止する効果を期待することができる。

したがって、署名簿上で署名収集者を特定できるようにする措置を講ずることが考えられる。

具体的な対応として、まず、①署名簿の様式に署名収集者の氏名を記載する欄を追加することが考えられる。なお、具体的な様式変更にあたっては、署名収集を行う者への制約とならないよう、その負担への配慮が必要になることに留意すべきである。

また、一部の選挙管理委員会における運用として、②請求代表者、署名収集受任者ごとに署名簿を作製するよう促し、請求代表者が複数いる場合には、請求代表者が署名を収集した署名簿の表紙に、署名を収集した請求代表者の氏名を記載するよう促すという方法が採られているところ、これにより署名収集者

を特定することも可能であることから、上記①の対応に加え、②のような運用が現行制度下においても可能である旨を全国の選挙管理委員会に周知することが考えられる。

## イ 請求代表者、署名収集受任者及び署名者の制度理解の促進

直接請求に係る署名収集に関しては、法令上様々な規制が設けられ、関連する行政実例も多数存在することから、直接請求に係る署名収集は、これらの規制に則って行われる必要がある。

そのため、請求代表者はもちろんのこと、署名収集受任者や署名者においても、これらの法令上の規制を十分に理解した上で、署名収集や署名を行うことが必要となるが、請求代表者等における法令上の規制への理解が十分でないこと、不正・無効な署名が増える一因となる可能性がある。なお、文献<sup>8</sup>においても、過去の事例において署名収集者の制度理解の程度が署名の無効率の多寡に影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

したがって、直接請求に係る署名収集を行う前に、請求代表者、署名収集受任者及び署名者が、署名収集に係る法令上の規制を理解した上で、署名収集が行われることは、不正・無効な署名収集を防止する上で極めて重要であると考えられる。

しかしながら、選挙管理委員会へのヒアリング結果等を踏まえると、請求代表者等、特に署名収集受任者や署名者の制度理解が十分とはいえない場合があるものと推測され、請求代表者等の制度理解を促すための所要の対応が必要であると考えられる。

選挙管理委員会へのヒアリングによれば、署名収集期間前に、請求代表者に対して法令上の規制等に関する説明を行う選挙管理委員会が多いと思われるものの、どこまでの内容を説明するかは、各選挙管理委員会の運用に委ねられている。また、選挙管理委員会から請求代表者に対して法令上の規制等に関する説明が行われれば、請求代表者から署名収集受任者へ、署名収集者から署名者へと同様の説明がされることが期待されるが、実際にどこまで行われているかについては、選挙管理委員会が関知し難いというのが現状であると考えられる。なお、選挙管理委員会によっては、署名の収集はあくまで請求代表者の責任によって行われるべき政治的な性格を持った活動であるため、選挙管理委員会と

---

<sup>8</sup> 地方自治研究会「直接請求制度論 自治論集XI」(昭和34年4月15日)48頁、49頁

いう中立の立場上、署名収集活動の指南を行うようなことは消極的に考えているとの意見もあった。

そのため、具体的な対応として、まず、①適正な署名収集を行うための留意点等を記載した資料等を総務省において作成・公表することが考えられる。その場合、選挙管理委員会はもちろん、請求代表者や署名収集受任者、署名者となる住民に周知が行き届くように周知方法を工夫することが望ましい。総務省ホームページへの資料等の掲載のほか、例えば、選挙管理委員会が請求代表者に対して制度の説明を行う際や、請求代表者による署名収集受任者への説明及び請求代表者・署名収集受任者による署名者への説明の際などにも活用することができる資料を作成し、総務省ホームページへのリンクや QR コードを付けるなどといった方法も考えられる。

併せて、②署名簿は、請求代表者、署名収集受任者及び署名者のいずれの目にも必ず触れるものであり、現在は、地方自治法施行規則で定められた署名簿の様式に、署名の代筆を行う場合の罰則の適用に関する記載があることを参考に、署名簿の様式に、署名の偽造に関して罰則の適用がある旨の記載を明記することが考えられる。

なお、これらの対応は、意図的に不正を行おうとする者に対しても、一定の抑止効果が期待できるものと考えられる。

#### ウ 選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿の調査について

選挙管理委員会へのヒアリングや愛知県選挙管理委員会からの提案書において、提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない署名簿や、仮提出されたが提出に至らなかった署名簿については、選挙管理委員会による審査の対象となっておらず、選挙管理委員会がこのような署名簿を調査することができるのか分かりにくいため、選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿について選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上明確に規定することが必要ではないかという意見があった。

しかしながら、署名簿について審査し、その署名の有効無効を証明するのが選挙管理委員会の事務・役割であり、審査の対象とならない署名簿について地方自治法の罰則が適用されることが想定されるような不正に関する調査は、選挙管理委員会ではなく、捜査機関の役割であると考えられること、仮に地方自治法上に選挙管理委員会の調査権限を明記する場合、選挙管理委員会が審査の対象とならない署名簿を調査する目的の設定、調査できる場合の要件の設定等

が困難であると考えられること、といった課題がある。また、調査権限に関する規定を設けることによって選挙管理委員会の責務が生じ、調査権限の行使・不行使に対して政治的な思惑等による外部的な圧力が強くなることや、請求代表者の手元にある署名簿まで選挙管理委員会が調査することを求められる懸念もあることを考慮する必要がある。

また、不正の疑いがあり、告発すべきか判断するために選挙管理委員会の手元にある署名簿を確認することが必要となる場合は、法律に規定がなくとも、確認が可能であると考えられ、既に、選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿の調査については、「特に必要があると認められる場合に、各地方公共団体の権限の範囲内で、その内容を調査することは妨げられない」旨の令和3年5月31日付け総務大臣通知が発出されている。

以上を踏まえると、選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿について選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上明確に規定することについては、慎重に考えるべきである。

なお、前述の総務大臣通知を踏まえ、個々のケースにおける調査の実施について各選挙管理委員会において適切に判断されることが期待される<sup>9</sup>。

## (2) 縦覧制度における個人情報への配慮

署名簿の縦覧に関しては、昭和25年に縦覧の手続が導入されてから今日まで大きな見直しは行われておらず、昨今の情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の変化に十分に対応することができているかということを考える必要がある。近年、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の閲覧制度について、不当な目的等による場合を除き、何人でも閲覧を請求できるという制度から、閲覧することができる場合をその主体ごとに限定する法改正が行われていたり、選挙人名簿の縦覧制度について、縦覧と閲覧という2つの手続が併存していたところ、縦覧制度を廃止し、閲覧制度に一本化する法改正が行われている<sup>10</sup>中で、署名簿の縦覧においても、個人情報保護の観点から配慮が必要ではないかと考えられるところである。

---

<sup>9</sup> 令和2年の愛知県知事解職請求の事案では、愛知県選挙管理委員会において、各市町村に対する資料の提出の要求（地方自治法第245条の4第1項）という形式をとり、仮提出された署名簿について独自の調査を行っている。

<sup>10</sup> 参考資料4 署名収集及び縦覧等の手続 43頁参照

もっとも、縦覧の趣旨は、署名簿の署名の効力決定の正確を期するため、関係人にその効力決定の過誤の有無を検討させ、異議の申立てを行わせるためのものとされており、署名簿の縦覧において個人情報への配慮を行う場合には、その縦覧の趣旨と個人情報保護とのバランスを慎重に考える必要がある。

地方自治法には「署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない」と規定されていることから、署名簿の一部（有効無効の欄、署名、住所等）を全く縦覧に供さないことは法律上許されないものと解さざるを得ないが、前述の縦覧の趣旨のとおり、署名簿の縦覧は署名の効力に関する異議の申立てを行うための準備行為と捉えることができ、異議の申立ては、自己が直接利害関係を有する署名の効力についてのみ行うことができるものと解されていることからすれば、署名簿の縦覧において自らの署名を確認することによって、縦覧の目的が達せられる場合が多いと考えられる。また、署名簿全体の有効署名数を争うなどのために署名簿の署名全部の有効無効を確認する必要がある場合であっても、始めから全ての署名者の住所や生年月日まで縦覧しなければならないということはないものと考えられる。

そうすると、署名簿の縦覧における個人情報への配慮の方向性として、縦覧の趣旨を踏まえつつ、個人情報の露出を減らすという観点から、まずは、以下のような手順で縦覧を行うことが考えられる。

- ① 縦覧の際に、署名簿の住所、生年月日は黒塗りその他の方法で一旦隠しておく。
- ② 特定の署名者の署名を住所、生年月日の部分も含めて縦覧したい旨の申出があれば、住所、生年月日の部分も含めた当該特定の署名者の署名を縦覧させる。
- ③ 以上の手順を踏んでもなお、署名簿全体を縦覧したい旨の申出があった場合には、署名簿全体を縦覧させる。

以上のような運用により相当程度個人情報の保護に資するものと考えられる。

その上で、実際の縦覧の運用状況について検証を行い、未だ個人情報の保護として不十分であるということであれば、署名簿の縦覧が持つ意義を踏まえつつ、縦覧制度のあり方等について更に検討を重ね、選挙管理委員会が②や③の申出を拒否できるようにする、又は閲覧制度に転換するというような根本的な法改正を検討することも視野に入れることが考えられる。その際、署名簿に含まれることがあり得る DV 等被害者支援措置対象者の情報の取扱いについても、住民基本台

帳の閲覧制度等における取扱い<sup>11</sup>などを参考にしながら、併せて検討することが必要である。

---

<sup>11</sup> 参考資料4 署名収集及び縦覧等の手続 44頁参照

## 5 その他の事項について

愛知県選挙管理委員会の提案書には、不正な署名収集の防止及び縦覧制度の見直しに関する提案と並んで、①委任届<sup>12</sup>の再導入、②請求代表者の総代制度等の導入、③署名権者等の早期確定に関する提案もあったことを踏まえ、本研究会において、これらの項目についても検討を行った。

①委任届の再導入については、不正防止等の観点から委任届の制度を再導入すべきとの意見もあるが、委任届が廃止された理由・経緯<sup>13</sup>を踏まえ、再導入は慎重に考えるべきである。また、署名収集の権能・責任は一義的には請求代表者にあり、その責任において署名収集受任者を選任すべきものと考えられるが、委任届があることにより、請求代表者が署名収集の委任をする際に何ら確認を行わず、選挙管理委員会による確認に委ねるおそれがあり、請求代表者の責任の放棄につながる可能性があること、請求代表者又は署名収集受任者以外の権限のない者による収集が意図的に行われる場合、委任状や委任届を提出せずに収集される可能性が高く、委任届の有無が不正の抑止につながらないことなどが指摘できる。もっとも、権限のない者による収集が行われ、無効な署名が増加することは、結果として、住民自治を実現しようとする住民の意思が正当に反映されないことに繋がるものであるから、それを防ぐために、請求代表者は自らの責任において署名収集受任者の住所や居住期間等を確認する必要がある、署名収集受任者の住所等を確認した上で、その資格に疑義がある場合には、選挙人名簿の閲覧制度を活用することも可能であることなどを、選挙管理委員会から請求代表者への事前の打合せ等の際に説明したり、総務省において作成する資料（前記4（1）イ）に留意点として記載し、周知するなどの措置を講ずることが望ましい。

また、②請求代表者の総代制度等の導入については、請求代表者が複数いる場合に、請求代表者に係る総代制度や署名簿の取扱責任者を指定する制度を設けるべきであるという意見があった一方で、選挙管理委員会へのヒアリングでは、選挙管理

---

<sup>12</sup> 平成25年以前は、地方自治法施行令において、請求代表者が署名収集を委任した場合には、直ちに受任者の氏名・委任の年月日を市町村の選挙管理委員会等に届け出なければならないと定められていた。

<sup>13</sup> 受任者が数万単位になるような膨大になるケースで請求代表者による委任届の提出、選挙管理委員会による委任届の審査が相当な負担になっていたことや、選挙管理委員会が委任情報の把握が必要になるのは実質的に署名審査の段階であり、署名簿に付された委任状により委任状況を把握することができることなどを踏まえ、請求代表者と選挙管理委員会の負担軽減の観点から、平成25年に地方自治法施行令が改正され、委任届は廃止された。

委員会と請求代表者との事前の打合せ等において請求代表者の中から連絡担当者を決めてもらう等といった運用で対応することができており、各制度を導入する必要はないとの意見もあり、この点に関しては、引き続き、全国の運用状況や支障事例を注視する必要があると考えられる。なお、請求代表者が複数いる場合の留意事項等を整理し、総務省において作成する資料（前記4（1）イ）に記載し、周知するといった対応も考えられる。

そして、③署名権者等の早期確定については、選挙管理委員会へのヒアリングでは、法定署名数等の問合せに対する選挙管理委員会としての説明のしやすさや、署名収集者側の署名収集活動のしやすさ、審査期間中に選挙人名簿の更新があった場合に選挙管理委員会の事務が増えるといった理由から、現行<sup>14</sup>よりも早期の時点で、署名権者や法定署名数を確定させるべきではないかという意見があった一方で、現行の解釈を変更する必要はないという意見もあった。本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させる見地から、昭和32年に、「請求代表者証明書交付日現在」の選挙人名簿を基準とするとされていた解釈を、現行の「署名の審査完了日現在」の選挙人名簿を基準とするものに変更し、現在まで安定的に運用されてきた状況を踏まえると、現行の解釈を直ちに變更すべき状況にあるとはいえないが、この点に関しても、引き続き、全国の運用状況や支障事例を注視する必要があると考えられる。

---

<sup>14</sup> 法律上、選挙管理委員会がどの時点における選挙人名簿を基準にして署名簿の署名の審査を行うかに関する規定はないものの、本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させるため、審査完了日現在における選挙人名簿を基準にして審査することとされている（行政実例昭和32年4月15日自丁行発第43号三重県選挙管理委員会委員長宛）。

## 6 むすび

本研究会においては、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関し、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、署名収集における不正防止と、縦覧制度における個人情報保護への配慮を中心に、講ずべき対応を検討してきたところである。本報告書においては、その対応の方向性を示したものであり、縦覧制度のあり方など更に中長期的な検討が必要であると考えられる点については、引き続き制度の運用状況を注視しながら、今後検討すべき課題であるとする。

なお、本研究会では取り上げなかったが、例えば、一部の選挙管理委員会において行われている OCR を活用した署名審査など選挙管理委員会の負担軽減に資するデジタル技術を活用した運用や、署名簿には大量の個人情報が含まれているということ踏まえた請求代表者等による署名簿の管理のあり方といった点なども、今後の検討課題として考えられるところである。

本報告書の内容を踏まえ、選挙管理委員会の協力を得ながら、運用上の課題解決に向けた具体的な作業が進められることが期待される。

## 直接請求制度の運用上の課題に関する研究会開催要綱

### 1. 開催趣旨

直接請求制度について、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関し、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、必要な論点整理を行い、講ずべき対応を検討することを目的として、研究会を開催する。

### 2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

### 3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

### 4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。

### 5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

【別紙】

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会 構成員名簿

(座長)

ただの まさひと  
只野 雅人 一橋大学大学院法学研究科教授

(構成員)

あらみ れいこ  
荒見 玲子 名古屋大学大学院法学研究科教授

いたがき かつひこ  
板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

こじま はやと  
小島 勇人 一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事

たにぐち なおこ  
谷口 尚子 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント  
研究科教授

(※五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

都道府県選挙管理委員会連合会

全国市区選挙管理委員会連合会

指定都市選挙管理委員会連合会

## 直接請求制度の運用上の課題に関する研究会

### 開催趣旨

○ 直接請求制度について、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関し、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、必要な論点整理を行い、講ずべき対応を検討することを目的として、研究会を開催する。

### メンバー

座長 只野 雅人 (一橋大学大学院法学研究科 教授)  
 荒見 玲子 (名古屋大学大学院法学研究科 教授)  
 板垣 勝彦 (横浜国立大学国際社会科学部 准教授)  
 小島 勇人 (一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事)  
 谷口 尚子 (慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授)  
 (オブザーバー) 都道府県選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会

### 開催実績

第1回	令和3年10月18日(月)	検討事項の整理
第2回	令和3年12月16日(木)	選挙管理委員会からの意見聴取
第3回	令和4年1月20日(木)	直接請求制度の運用上の課題に関する論点整理
第4回	令和4年2月24日(木)	報告書案の検討

### 主な検討事項

- 不正な署名収集の防止等
  - ・ 直接請求に係る署名収集において、署名の偽造が発生していることを踏まえ対応について検討
- 署名者等の個人情報保護
  - ・ 署名審査後の署名簿の縦覧制度について、個人情報保護の観点から懸念が示されていることを踏まえ、署名者等の個人情報保護の観点から見直しの必要性等について検討  
 など

## 直接請求制度について

### 制度趣旨

直接請求制度は、間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期するため、直接民主主義の原理に基づき直接請求の権利を住民の基本権として認めているものである。（法一二、一三条参照）（中略）普通地方公共団体の議会の議員及び長はいうまでもなく住民自らが選挙したものであり、その他の役員もその代表者により選任されたものである以上、普通地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者によるべきもの（間接民主制）であるから、当局者の施政が適切でなく、民意を反映していないとして、直接請求制度によつてその是正を行うとしても、それには自ら一定の限度があるべきであつて、直接請求の種類によつては発動に関して一定時期の制限があり、また、発動の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致による一種の合同行為と観念されるべき性質を有するものとなつていないことも当然としなければならぬ。もとより、それは、また濫用を防止し、いたずらに政治的陰謀の具となることのないようにするための配慮によるものでもある。

（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著）から抜粋）

◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

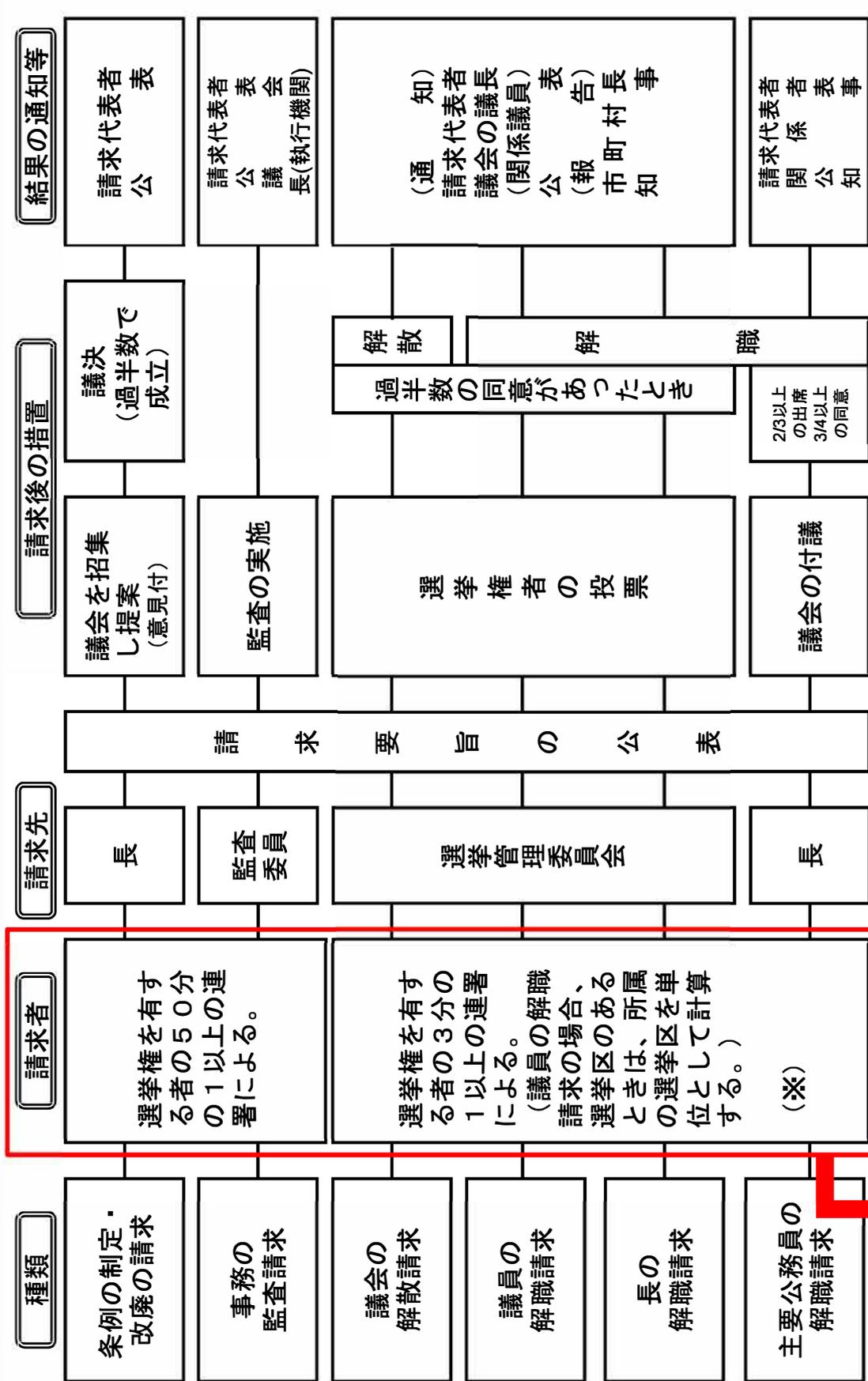
② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十三条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

③ 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

# 直接請求の仕組み

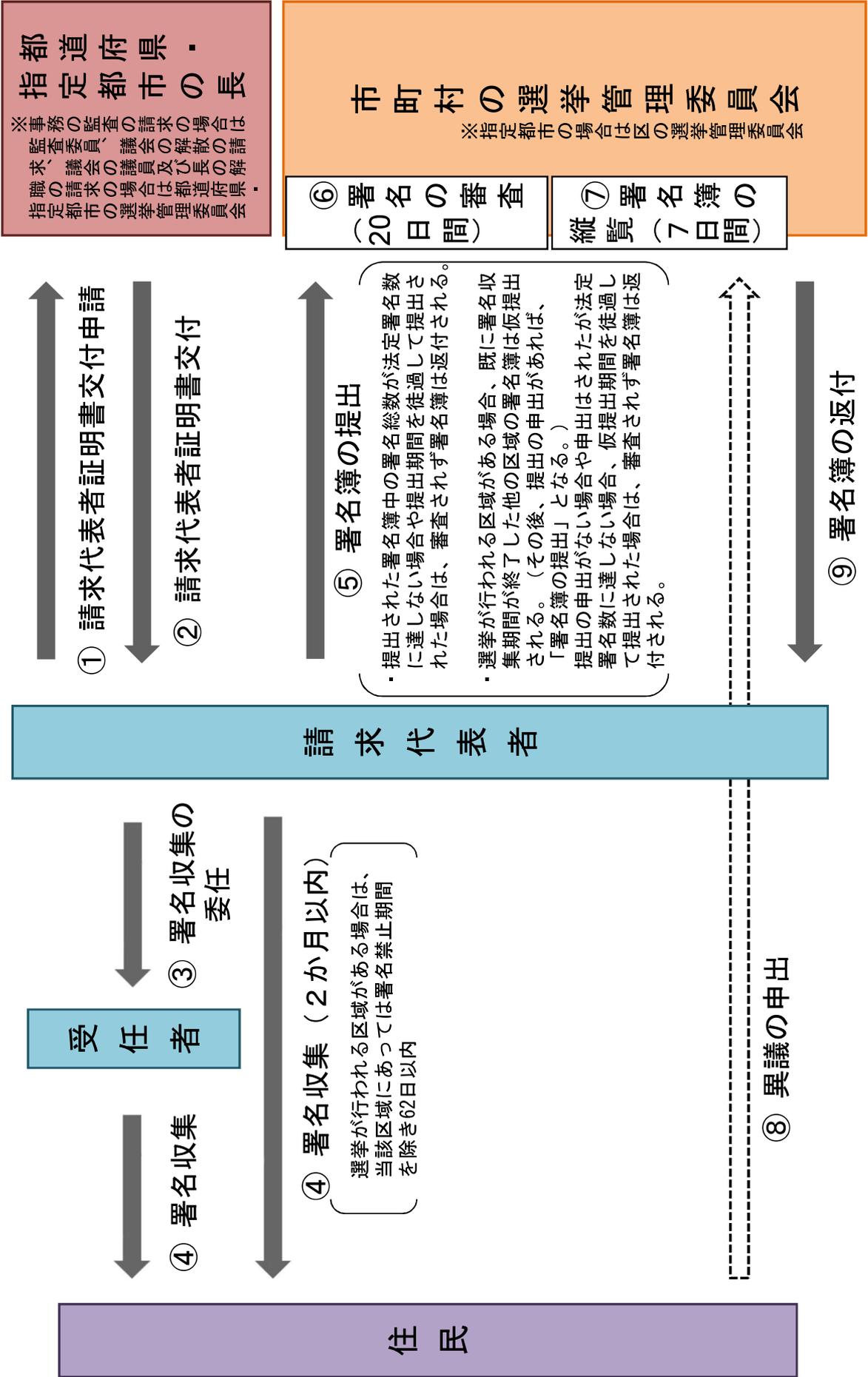


※ 選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数、80万を超える場合にはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。

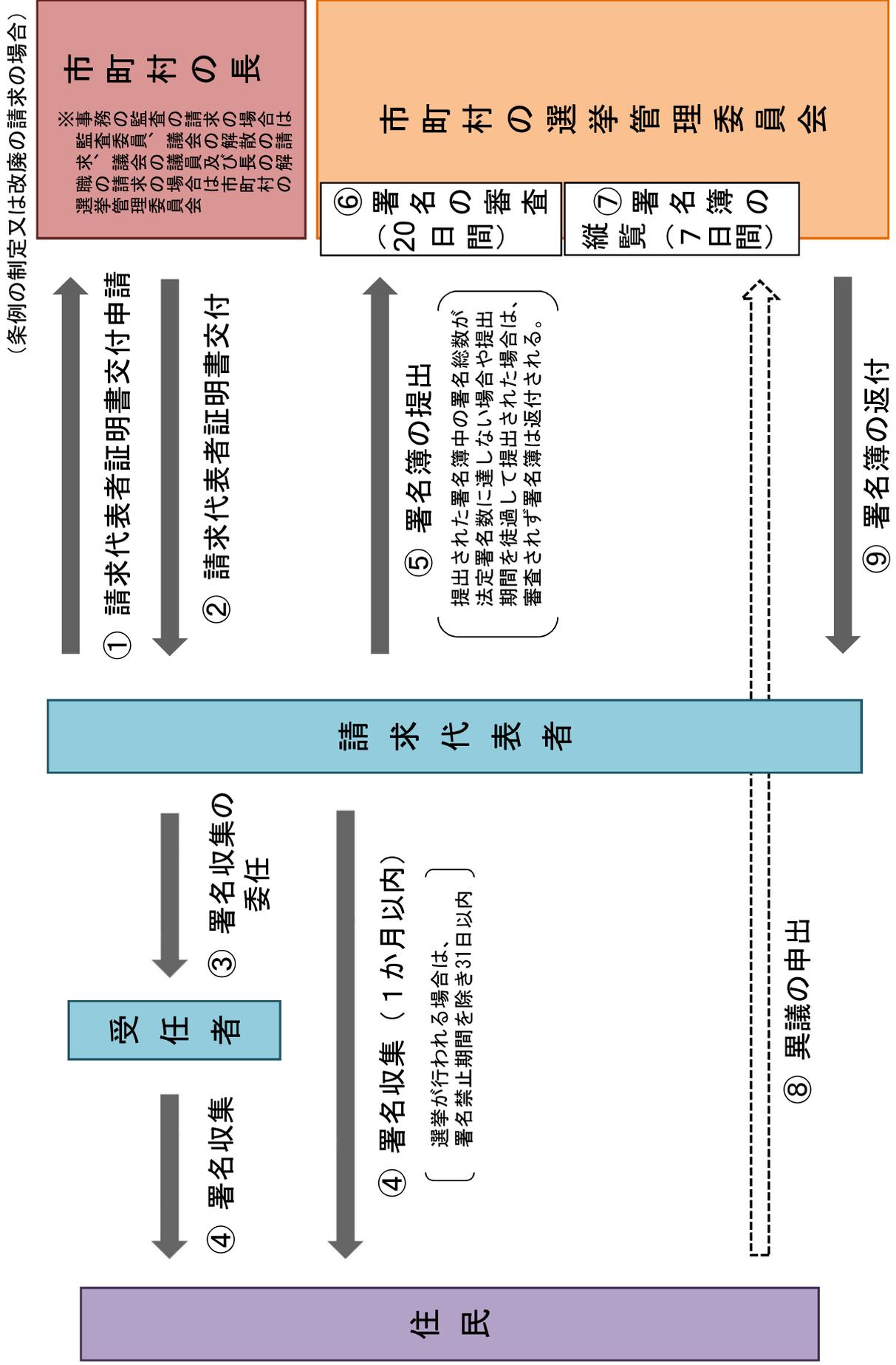
次ページ手続詳細

# 直接請求制度に係る本請求に至るまでの手続（都道府県・指定都市の場合）

（条例の制定又は改廃の請求の場合）



# 直接請求制度に係る本請求に至るまでの手続（指定都市以外の市町村の場合）



# 直接請求制度の主な改正内容について①

時期	改正概要	内容
昭22	地方自治法制定	直接請求制度を規定
昭25	罰則の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名に関する自由妨害罪、署名の偽造・増減に関する罪、関係書類の抑留・毀壞・奪取に関する罪に係る罰則を規定(法74条の4①、②)</li> <li>請求書、請求代表者証明書や委任状を付していない署名簿、その他法令の定める所定の手續によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は署名収集期間経過後に署名を求めた者に対する罰則を規定(法74条の4⑥)</li> </ul>
	署名簿の署名の審査手續の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会に実質的審査権を付与(法74条の2①)</li> <li>署名の無効の基準の設定(法74条の3①、②)</li> <li>選挙管理委員会の実質的審査権を保障するため、関係人の出頭及び証言請求権を付与(法74条の3③、④)</li> <li>署名簿の統覧及び関係人による異議の申立制度の導入(法74条の2②～⑥、74条の3②)</li> </ul>
昭44	盲人の点字による自己の氏名の記載	盲人が点字により自己の氏名を記載することを署名に含めることを規定(令92条①)
	選挙中の署名運動の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動と直接請求の署名収集がそれぞれ適正に行われるようにするため、選挙が行われるときは、一定期間、署名を求められないことを規定(法74条⑦)</li> <li>署名を求めることができなくなった期間を除き、都道府県に関する請求にあっては62日、市町村に関する請求にあっては31日以内を署名収集期間と規定(令92条③ただし書)</li> <li>署名収集を禁じられた期間に署名を求めた者に対する罰則を追加(法74条の4⑥)</li> </ul>
	署名簿の仮提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び指定都市に関する請求における署名簿の仮提出制度の導入(令93条の2①)</li> <li>仮提出された署名簿について、提出する旨を申し出たときは、署名簿の提出があったものとみなすことを規定(令93条の2②)</li> <li>期間内に仮提出されなかった署名簿について選挙管理委員会が却下することを規定(令94条④)</li> </ul>
平3	監査委員の合議	監査委員が監査の結果に関する報告を決定するときは、合議によるものとするを規定(法75条④)
平6	代筆署名制度・代筆の罰則の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の故障等により、署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して、自己の氏名を当該署名簿に記載させることができることを規定(法74条⑧、⑨)</li> <li>代筆署名制度の創設に伴い、署名偽造罪ではカバーしきれない場合について、新たに構成要件を追加(法74条の4③、④)</li> </ul>
平14	請求代表者の議会での意見機会の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定又は改廃の直接請求により付議された事件を議会が審議する場合において、当該請求の代表者に意見を述べることができる機会を付与(法74条④)</li> <li>意見陳述の機会を与えるための諸手續を整備(令98条の2①～③)</li> </ul>
	必要署名数の緩和	選挙権を有する者の総数が40万を超える普通地方公共団体につき、必要署名数を、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とすることを規定(旧法76条、80条、81条、86条)

## 直接請求制度の主な改正内容について②

時期	改正概要	内容
平23	請求代表者の資格の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁平成21年(行ヒ)第83号同21年11月18日大法廷判決により、投票を伴う直接請求における請求代表者の資格制限を明確に規定(法74条⑥)</li> <li>・請求代表者証明書交付後に資格がなくなった場合の対応を規定(令91条③～⑤)</li> </ul>
	公務員等の署名運動の禁止	公務員等がその地位を利用して署名運動を行うことを罰則により禁止(法74条の4⑤)
	必要署名数の緩和	選挙権を有する者の総数が80万を超える普通地方公共団体に付き、必要署名数を、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とする(法76条、80条、81条、86条)
	投票方法の見直し	議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことを可能とした(施行規則様式)
平25	指定都市の署名収集期間等の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市の署名収集期間を1か月以内から2か月以内に改正(令92条③)</li> <li>・選挙により署名を求めることができなくなった指定都市の区域における署名収集期間を署名収集禁止期間を除き31日以内から62日以内に改正(令92条③ただし書)</li> <li>・選挙により署名を求めることができなくなった区域がある場合の署名簿返提出期間を5日以内から10日以内に改正(令93条の2①)</li> <li>・指定都市の署名簿提出期間を5日以内から10日以内に改正(令94条①)</li> <li>・指定都市の本請求までの期間を署名簿の返付を受けた5日以内から10日以内に改正(令96条①)</li> <li>・指定都市の本請求の補正期間を3日以内から5日以内に改正(令97条②)</li> </ul>
	委任届の廃止	請求代表者と選挙管理委員会の事務負担の軽減等の観点から、請求代表者が行う署名収集の委任に係る委任届を廃止(旧令92条③)
令2	合議できない場合の監査結果の公表	監査の結果に関する報告について、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を請求代表者に送付し、公表等することを規定(法75条⑤)
令3	押印廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求代表者が市町村の選挙管理委員会に対し証明を求めるとき事項について押印を不要とした(法74条の2①)</li> <li>・署名簿への押印を不要とした(令92条①、②)</li> <li>・選挙管理委員会が署名簿の署名の有効無効を決定する場合に、その証明は印にやらなくてもよいものとした(令94条②)</li> </ul>

# 過去に実施された直接請求の件数①

番号	期間	種別	条例の制定 又は改廃	監査	議会解散	議員の解職	長の解職	主要公務員 の解職	合計 (内訳) ※1	年平均	(参考) 団体数 ※2	(参考) 100団体あたり の件数 ※3
①	昭22.5.3 ～昭25.5.14	本請求に 至った件数	29	29	66	18	75	1	218 (47.1%)	72.7	10,513	1.47
		本請求に 至らなかった件数	17	18	90	98	3	245 (52.9%)	81.7			
		小計 (内訳) ※1	46 (9.9%)	47 (10.2%)	156 (33.7%)	173 (37.4%)	4 (0.9%)	463 (100%)	154.3			
②	昭25.5.15 ～昭35.5.31	本請求に 至った件数	66	130	48	24	52	0	320 (42.3%)	32.0	3,596	2.11
		本請求に 至らなかった件数	27	39	107	76	181	7	437 (57.7%)	43.7		
		小計 (内訳) ※1	93 (12.3%)	169 (22.3%)	155 (20.5%)	100 (13.2%)	233 (30.8%)	7 (0.9%)	757 (100%)	75.7		
③	昭35.6.1 ～昭45.3.31	本請求に 至った件数	411	99	14	11	8	0	543 (76.2%)	55.2	3,354	2.16
		本請求に 至らなかった件数	29	24	40	24	51	2	170 (23.8%)	17.3		
		小計 (内訳) ※1	440 (61.7%)	123 (17.3%)	54 (7.6%)	35 (4.9%)	59 (8.3%)	2 (0.3%)	713 (100%)	72.5		
④	昭45.4.1 ～昭55.3.31	本請求に 至った件数	269	84	9	7	8	0	377 (76.0%)	37.7	3,325	1.49
		本請求に 至らなかった件数	38	19	10	18	34	0	119 (24.0%)	11.9		
		小計 (内訳) ※1	307 (61.9%)	103 (20.8%)	19 (3.8%)	25 (5.0%)	42 (8.5%)	0 (0%)	496 (100%)	49.6		

(単位：件)

※1 内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※2 団体数とは、都道府県及び市区町村の合計数であり、④～⑧は各期間の末日の数値をとっている。

※3 100団体あたりの件数は、年平均÷団体数×100の計算方法によっている。

なお、統計データの都合により、①は昭和25年1月、②は昭和35年4月、③は昭和44年10月の数値をとっている。

(地方自治月報より作成)

## 過去に実施された直接請求の件数②

番号	期間	種別	条例の制定 又は改廃	監査	議会解散	議員の解職	長の解職	主要公務員 の解職	合計 (内訳) ※1	年平均	(参考) 100団体あたり の年件数 ※3
⑤	昭55.4.1 ～平元.3.31	本請求に 至った件数	274	79	5	13	16	0	387 (81.8%)	43.0	1.58
		本請求に 至らなかった件数	17	9	11	13	35	1	86 (18.2%)	9.6	
		小計 (内訳) ※1	291 (61.5%)	88 (18.6%)	16 (3.4%)	26 (5.5%)	51 (10.8%)	1 (0.2%)	473 (100%)	52.6	
⑥	平元.4.1 ～平11.3.31	本請求に 至った件数	229	89	7	12	4	0	341 (81.6%)	34.1	1.26
		本請求に 至らなかった件数	13	9	9	19	26	1	77 (18.4%)	7.7	
		小計 (内訳) ※1	242 (57.9%)	98 (23.4%)	16 (3.8%)	31 (7.4%)	30 (7.2%)	1 (0.2%)	418 (100%)	41.8	
⑦	平11.4.1 ～平21.3.31	本請求に 至った件数	546	27	39	14	23	0	649 (74.9%)	64.9	4.67
		本請求に 至らなかった件数	49	2	34	54	78	0	217 (25.1%)	21.7	
		小計 (内訳) ※1	595 (68.7%)	29 (3.3%)	73 (8.4%)	68 (7.9%)	101 (11.7%)	0 (0%)	866 (100%)	86.6	
⑧	平21.4.1 ～平30.3.31	本請求に 至った件数	168	17	5	1	7	0	198 (78.3%)	22.0	1.57
		本請求に 至らなかった件数	16	1	5	4	28	1	55 (21.7%)	6.2	
		小計 (内訳) ※1	184 (72.7%)	18 (7.1%)	10 (4.0%)	5 (2.0%)	35 (13.8%)	1 (0.4%)	253 (100%)	28.2	

(地方自治月報より作成)

※1 内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※2 団体数とは、都道府県及び市区町村の合計数であり、④～⑧は各期間の末日の数値をとっている。

なお、統計データの都合により、①は昭和25年1月、②は昭和35年4月、③は昭和44年10月の数値をとっている。

※3 100団体あたりの年件数は、年平均÷団体数×100の計算方法によっている。

# 署名収集の手続について①

## 現行制度

### 〇署名簿の作製

- ・署名簿には、請求書（写し可）、請求代表者証明書（写し可）、署名収集委任状（原本）を綴り込まなければならぬ。（令92条①・②）（下図1参照）
- ・署名簿、請求代表者証明書、署名収集委任状の様式は、施行規則の定めによる。（下図2～4参照）
- ・署名簿の分冊は可（分冊した各署名簿にも、上記書類等を添付しなければならない。）※ただし、1通の署名簿を分割して署名を求めるときはできない。（行政実例 昭23.6.23 五大事選管宛）
- ・都道府県に関する請求は市町村ごと、指定都市に関する請求は区（又は総合区）ごとに作製しなければならない。（令93条）
- ・法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者に対しては、罰則の適用あり。（法74条の4⑥）

図1 署名簿図

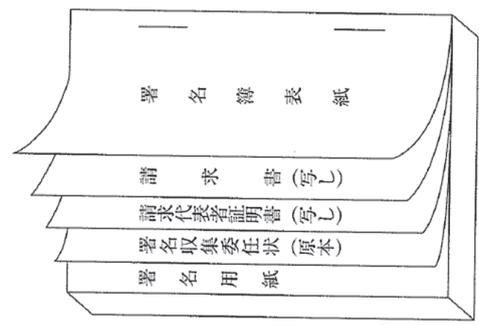


図2 署名簿様式

有効無効	番号	氏名	住所	生年	氏名	備考
		年月日	月 日	月 日		

備考

- 本簿を二冊以上作製したときは、各署名簿に写しを二冊添付しなければならない。
- 本簿を分冊したときは、各署名簿に写しを二冊添付しなければならない。
- 本簿を分冊したときは、各署名簿に写しを二冊添付しなければならない。
- 本簿を分冊したときは、各署名簿に写しを二冊添付しなければならない。

図3 請求代表者証明書様式

都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求代表者  
 証明書様式(第九条関係)

都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求代表者証明書

住所 氏名  
 (生年月日) (性別) 色  
 (住所) (氏別) 色  
 (生年月日) (性別)

右の者は都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求代表者であること証明する。

令和何年何月何日  
 (都(何道府県) 知事) (何郡(市) 町(村) 長) 氏名  
 備考 本証明書又はその写しは都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求者署名簿としてつり込むものとする。

図4 署名収集委任状様式

都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求署名  
 収集委任状様式(第九条関係)

都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求署名収集委任状

住所 都(何道府県) (何郡(市) 何町(村) 大字何  
 (町) 何番地  
 氏名  
 生年月日 何年何月何日  
 性別 男女

右の者に知し、都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求者署名簿に都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) の請求のための署名を求めらるることを委任する。

令和何年何月何日  
 都(何道府県) (何郡(市) 町(村)) 条制制定(改選) 請求代表者

住所 氏名  
 (生年月日) (性別) 色  
 (住所) (氏別) 色  
 (生年月日) (性別)

備考

- 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。
- 氏名は自署(個人が公職選挙法施行令別表第一に定める字で自己の氏名を記載することを含む) すること。

出典:実務解説 直接請求制度(ぎょうせい)

## 署名収集の手続について②

### 現行制度

#### ○署名の収集

##### ①署名の収集権者

- ・署名簿への署名の収集は、請求代表者又は請求代表者から委任を受けた者（署名収集受任者）により行われなければならない。署名による署名の収集は認められないと解されている。（令92条①・②参照）

##### ※署名収集受任者

「選挙権を有する者」でなければならず、署名収集ができる範囲は、その者の属する市町村（指定都市に関する直接請求の場合は区（又は総合区））に限られる。（令92条②、98条の3②）

##### ②署名の収集方法

- ・戸別訪問、街頭いずれの方法も可  
 ※ただし、郵便、回覧の方法はいずれも不可（行政実例 昭26.9.10 地自行発第269号 東京都選挙管理委員会事務局長宛、昭28.8.25自丙選発第168号 福岡選管宛）  
 （署名収集は、請求代表者又は署名収集受任者が署名権者に対して直接行うものであるため。）
- ・署名権者に対し、暴行を加えたり、偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害するなどの悪質な自由妨害行為、署名の偽造・増減等の行為については、罰則の適用あり。（法74条の4①、②）

##### ③署名の収集期間（令92条③）

- ・請求代表者証明書交付の告示があった日から、  
 都道府県、指定都市：2か月以内  
 指定都市以外の市町村：1か月以内  
 ※ただし、区域内で選挙が行われる場合、一定期間、署名収集はできない。（法74条⑦）  
 ※収集期間外に署名収集した場合、当該署名は無効、罰則の適用あり。（法74条の4⑥）

## 署名収集の手続について③

### 現行制度

#### ○署名簿の提出

- ・署名収集期間満了日の翌日から、都道府県・指定都市に  
関する請求は10日以内、指定都市以外の市町村に  
関する請求は5日以内に、市町村の選挙管理委員会に署名簿を提出しなければならない。（令94条①）
- ※収集した署名数が法定署名数に達しなかった場合、署名簿の提出義務を負うものではない。  
なお、法定署名数に達した場合も同様（行政実例 昭27.6.12全選発電文回啓 明石市選管宛）
- ・仮提出（令93条の2①）  
都道府県・指定都市に関する請求の場合、その区域の一部において選挙が行われた場合には、当該区域のみ、署名収集期間が延長され、他の区域では先に署名収集期間が終了する。  
→署名収集期間が満了した区域に係る署名簿は、満了日の翌日から10日を経過する日までに市町村（又は区若しくは総合区）の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。
- ※仮提出中の署名簿は、全体の署名数が法定数に達すれば、いつでも正規の提出に切替可能、  
正規の提出をする旨申出をすれば、署名簿の提出があったものとみなされる。（令93条の2②）
- ・署名簿の返付
  - 提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない場合、選挙管理委員会による署名の審査は行われず、署名簿は返付される。（行政実例 昭24.8.10全選発第381号 茨城県選挙管理委員長宛）
  - 仮提出された署名簿についても、提出の申出がない場合、又は提出の申出はされたが法定署名数に達しない場合、選挙管理委員会による署名の審査は行われず、返付される。
- ※法定署名数に達している場合には、審査・縦覧等の後に返付される。（法74条の2⑥）

## 選挙管理委員会における署名確認について①

### 現行制度

○ 請求代表者から署名簿の提出を受けた市町村の選挙管理委員会は、その署名簿について審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。（法74条の2①）

※以下の場合、市町村の選挙管理委員会による審査は行われず、提出された署名簿は請求代表者に返付される。

- (1) 署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない場合（行政実例 昭24.8.10全選発第381号 茨城県選挙管理委員長宛）
- (2) 提出期間を経過している場合又は仮提出すべき期間中に仮提出されなかった場合（令94条④）

#### ①署名簿全体に係る審査

- ・ 署名簿が法令の様式を具備したものであるかの確認

#### ②個々の署名の有効、無効に関する審査

- ・ 署名者が選挙人名簿に記載されているかどうか選挙人名簿との照合
- ・ 署名年月日が署名収集期間内であるかの確認
- ・ 署名が署名者の自由な意思に基づく自署であるかの確認（場合によって関係者の出頭・証言）

#### ※署名の無効事由（法74条の3①、②）

##### ①法令の定める成規の手続によらない署名（法74条の3①一）

- 例）
- ・ 請求代表者又署名収集受任者以外の者により収集された署名
  - ・ 請求代表者証明書や委任状等が付されていない署名簿、署名年月日や住所欄等がない署名簿による署名
  - ・ 自署ではない署名
  - ・ 代筆署名の要件に該当しない署名
  - ・ 署名簿中の住所、生年月日の該当欄に記載のない署名
- 等

##### ②何人であるかを確認し難い署名（法74条の3①二）

- ③詐欺又は脅迫に基づく旨の異議の申出があった署名で、選管がその申出を正当であると決定したもの（法74条の3②）

## 選挙管理委員会における署名確認について②

### 現行制度

○選挙管理委員会に提出（又は仮提出）された署名簿について

① 提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達している等形式的な要件を満たす場合

・ 選挙管理委員会は、個々の署名の有効・無効について審査する。

※審査の中で、選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言による調査も可能（法74条の3③）

② 提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達しない場合

・ 署名簿が提出されたとしても、提出された署名簿中の署名総数が形式的に法定署名数を下回る場合、選挙管理委員会による署名の審査は行われず、請求代表者に返付されることとなる。（行政実例 昭24.8.10 全選発第381号 茨城県選挙管理委員長宛）

③ 署名簿が仮提出されたが、本提出まで至らなかった場合

・ 都道府県又は指定都市に関する請求の場合、署名簿が市町村又は区の選挙管理委員会に仮提出される場合がある（令93条の2）が、その後、本提出の申出がなければ、仮提出された署名簿について選挙管理委員会による署名の審査は行われず、請求代表者に返付されることとなる。

⇒ 上記②提出された署名簿中の署名総数が法定署名数に達していない署名簿や、③仮提出されたが本提出に至らなかった署名簿については、選挙管理委員会による審査の対象となっておらず、選挙管理委員会が調査できるのか分りにくいため、上記②及び③の場合に選挙管理委員会が署名簿を調査することができる旨の規定が必要ではないかという意見がある。

※ なお、上記①署名の審査がされる署名簿や、選挙管理委員会に提出も仮提出もされていない署名簿（請求代表者の手元にある署名簿）について、選挙管理委員会が調査できる規定が必要であるという意見はない。

## 選挙管理委員会における署名確認について③

### 現行制度

- 普通地方公共団体の執行機関は、法令等に基づく当該地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負っている。（法138条の2）
- 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するものとされている。（法186条）
  - ・ 「これに関係のある事務」とは、選挙又は当選の訴訟に関する事務、直接請求に関する事務、大都市地域特別区設置法による特別区の設置についての選挙人の投票、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を含む。（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著））
- 総務大臣通知（令3.5.31 総行行第186号）
 

「地方自治法施行令第93条の2に基づき仮提出された条例の制定又は改廃等の請求者の署名簿について、特に必要があると認められる場合に、各地方公共団体の権限の範囲内で、その内容を調査することは妨げられないこと。」

### 行政調査について

- 行政調査（行政機関が行政目的で行う調査）
  - 相手方の協力を得て行われる行政調査は、法律の根拠は必要とされていない。
  - 行政調査に関する明文の規定がない場合であっても、行政機関は、個別具体の事案を処理するために必要な調査を行う義務がある。（行政法概説Ⅰ 行政法総論【第7版】（宇賀克也著））
  - 行政機関がある決定をする場合には、なんらかの情報が必要であり、その情報はまたなんらかの方法により収集されなければならない。つまり、調査が必要である。理由のない行政決定がないのと同様に、調査の先行しない行政決定はない、とってよい。法律による行政の原理を実現するため、行政庁には調査義務がある。…行政調査に際して相手方の抵抗を排して実力の行使をするには法律の根拠が必要になることはいうまでもない。また、調査の妨害を罰則により防止しようというときにも法律の根拠が必要である。これに対し、相手方の任意の協力を待つてなされる行政調査に関しては、具体の法律の根拠は、侵害留保理論によっても、権力留保理論によっても、必要でない、ということになる。（行政法Ⅰ【第六版】行政法総論（塩野宏著））

## 署名に関する地方自治法上の罰則について①

- 地方自治法上、①署名に関する自由妨害罪、②署名の偽造・増減に関する罪、関係書類の抑留・毀壞・奪取に関する罪、③代筆署名偽造罪、④氏名代筆署名欄偽造罪、⑤公務員等の地位利用による署名運動罪、⑥違法な署名収集に関する罪の罰則が設けられている。

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。
- 二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。
- 三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

② 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができなるときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員
- 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

⑥ 条例の制定又は改廃の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めたための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定めるところの手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めるときに署名簿の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

## 署名に関する地方自治法上の罰則について②

- 署名に関する罰則は「地方自治法の一部を改正する法律」（昭和二十五年法律第四百十三号）により導入された。  
 （ただし、前頁③・④は平成六年法律第四十八号、⑤は平成二十三年法律第三十五号による地方自治法改正により追加）

### 昭和二十五年改正の背景

「現行の直接請求の手続はその実際の運用に当たって種々問題を惹起した。すなわち、先ず第一には、直接請求の署名手続が殆んど住民の良識と自制に待つこととせられたため、あまりにも簡素であつて、不正乃至は違法手段の伴い勝ちであることである。特に、地方自治法施行後一年を経過した昭和二十三年五月以降は、1ヶ年の制限期間が経過するや否や、各地において矢継早にリコール運動が展開せられたが、住民の賛否投票の結果、過半数の賛成を得て一応リコールは成立しているような場合においても、それらの大半のものは、引き続き訴訟事件として各級の裁判所において争われる状況であり、その理由とするところは、何れも署名が不正の手段によつて求められたとか、或いは自署でないものが多数あつて法定署名数を欺くものであるとするのである。」

（地方自治第三十号 「解説 地方自治法の一部改正について」 長野士郎 から抜粋）

直接請求の署名に関して暴力若しくは不正の方法を用いたり、又は特殊の利害関係を利用して、署名及び署名運動の自由を妨害した者、並びに署名の偽造増減等の悪質行為をした者に対して、必要な罰則を設けて、これらの悪質行為の根絶を期することとした。

（地方制度資料第六部 政府提案理由説明より一部加工）

### 罰則の概要

現在直接請求の署名について行われていると考えられる行為のうち最も悪質な行為のみを対象として処罰することとした。

（地方制度資料第六部 国務大臣答弁資料より一部加工）

「直接請求の署名の収集に関しても、その自由公正な運営を期待するためには、選挙における自由妨害に対する罰則、暴力行使に対する罰及び詐欺投票に対する罰と同様の規定が必要であることは、実際の署名収集の現状がこれを物語っているのである。これらの場合には、選挙運動及び投票と署名運動及び署名とは、全く類似の関係に立つものであるから犯罪の構成要件も同様に規定せられた。

なお、署名収集に関する特殊の事情に対処するために、請求書及び代表者証明書を附していない署名簿、署名を求めたための請求代表者の委任状を附していない署名簿その他の法令の定める成規の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者に対しては、一万円以下の罰金に処することとせられた。」

（地方自治第三十号 「解説 地方自治法の一部改正について」 長野士郎 から抜粋）

## 署名簿の縦覧について

### 現行制度

#### ○署名簿の縦覧

- ・市町村の選挙管理委員会は、署名簿の署名の審査・証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。(法74条の2②)  
※縦覧の期間・場所に関してはあらかじめ告示・公表して周知される。(法74条の2③)

#### ・縦覧の趣旨

「署名簿の署名の効力決定の正確を期するため、関係人にその効力決定の過誤の有無を検討させ、修正の申立てを行わせる趣旨」(逐条地方自治法第9次改訂版(松本英昭著))

- ※署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。(法74条の2④)

#### ・縦覧に供される範囲

署名簿全体(請求代表者証明書、署名収集委任状を含む。)

- 署名者の氏名、住所、生年月日、請求代表者・署名収集受任者の氏名、住所、生年月日、性別の情報が含まれている。

#### ・「関係人」の範囲

縦覧(第2項の「関係人」)：選挙人名簿に記載されている者全部

(行政実例 昭和26.9.10地自行発第268号 鳥取県総務部長宛)

(第2項の関係人とは署名簿の署名の効力の決定に関して直接利害関係に立つものといえるが、直接利害関係に立つかどうかは縦覧の結果明らかになるのであるから、第2項の関係人をこのように狭く解して取り扱うことは実際問題としても不可能であり、「第4項の関係人たり得る者」すなわち、選挙人名簿に記載されている者全部を指すとして取り扱うこととなつたものと考えべき。(逐条地方自治法第9次改訂版(松本英昭著))

異議の申出(第4項の「関係人」)：署名の効力に関して直接利害関係を有する者

(署名者、自己の名を偽筆された者、請求代表者、署名収集受任者、被解職請求者等)

## 参考 個人情報保護の観点から縦覧制度等の見直しを行った他の制度について

### 住民基本台帳の閲覧制度の改正について

(住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十四号)による住民基本台帳法の改正)

#### 【改正前】

住民基本台帳の一部の写し(氏名、住所、性別及び生年月日を記載)について、不当な目的等による場合を除き、何人でも閲覧を請求できるという閲覧制度

#### 【改正の概要】

- (1) 閲覧することができる場合を限定
- ①国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- ②個人又は法人が次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
  - ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
  - ・公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等
- (2) 閲覧手続等の整備
- (3) 偽りその他の不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化

【施行期日】 平成18年11月1日

### 選挙人名簿の縦覧廃止・閲覧への一本化について

(公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)による公職選挙法の改正)

#### 【改正前】

選挙人名簿の内容の確認に当たっては、以下の2つの手続が存在

- (1) 縦覧：選挙人名簿への登録を行った場合に、新たに登録された者の氏名、住所及び生年月を記載した書面を有権者一般の縦覧に供する。
- (2) 閲覧：以下の活動に必要な限度において、選挙人名簿の抄本(氏名、住所、性別及び生年月等を記載)の閲覧が認められる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある場合等に閲覧を拒否できる。
  - ①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認
  - ②政治活動・選挙運動
  - ③調査研究で公益性が高いと認められるものうち政治・選挙に関するもの

#### 【改正の概要】

縦覧については、その件数が極めて少ないことや、閲覧制度によっても選挙人名簿の内容の確認が可能であること、国民からの個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手段を、閲覧に一本化する。

【施行期日】 平成29年1月1日

参考

住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置（平成16年7月施行）

目的

○ DV等（※1）の加害者が、住民票の写し等の交付等（※2）を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

- ※1 DV等…ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為
- ※2 住民票の写し等の交付等…住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付

○ DV等の被害者が市町村長にDV等支援措置を申し出て、当該市町村長が支援の必要性があると認められた場合、加害者からの住民票の写し等の交付等（※2）の請求が制限される。

\*住民基本台帳法（第11条の2、第12条、第12条の3、第12条の4、第15条の4、第20条、第21条の3）での措置

請求が不当な目的によることが明らかでない場合には、閲覧させない、交付しない。

\*住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し及び除票の写し等の交付に関する省令（第4条第2項、第13条2項）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し等の交付に関する省令（第1条第2項、第10条）での措置

DV等被害者本人又はDV等被害者と同一世帯の者による住民票の写し等の交付等の請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる（通常の場合は明らかでない必要はない）。

\*住民基本台帳事務処理要領での措置

住民票の写し等の交付等（※2）の制限について具体的な支援措置を規定。

- ①支援措置を受けることができる対象者
  - ・支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者
- ②支援措置の内容
  - ・加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
  - ・支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
  - ・その他の第三者からの申出 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

DV等支援措置の概要

## 委任届の再導入について

### H25以前に導入されていた委任届

- 「条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。」（H25改正前の地方自治法施行令第92条第3項）

### 委任届が導入されていた理由

- 請求先の地方公共団体の長に対して提出を求めているのは、請求代表者の権能が長から請求代表者証明書  
の交付を受けることにより生じている（令91条参照）ことを踏まえ、請求代表者の権能の一部である署  
名収集を受任者が行うことについて長が了知しておく必要があるため。
- 市町村の選挙管理委員会に対して提出を求めているのは、受任者以外の者の求めた署名や受任者の選挙権  
の有無等は署名の効力要件に直接関係することから、署名の審査期間である市町村の選挙管理委員会も委任  
の状況を把握する必要があるため。（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著））

### 委任届が廃止された理由

- 委任者の数が膨大になる直接請求は制度制定時想定されていなかったため、受任者が膨大になるケースで、  
請求代表者による委任届の提出、選挙管理委員会による委任届の審査が相応な負担になっていた。
- ※名古屋市の議会展散請求（H22）の際は、受任者が約5万4000人
- 実質的には、署名収集期間中に、長が委任の状況を把握する必要はなく、本請求の時点で、署名簿に付さ  
れた委任状により委任状況を把握すれば足りる。
- 市町村の選挙管理委員会も、委任状況の把握が必要になるのは、実質的には署名審査の段階であり、署名  
簿に付された委任状により委任状況が把握できる。
- 委任届の提出を求める現行制度は大都市における直接請求に対応できておらず、委任届の提出を求める必  
要性も実質的に失われているため、請求代表者と選挙管理委員会の負担軽減の観点から、委任届が廃止さ  
れた。

## 請求代表者に係る総代制度の導入、署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付について

### 現行制度

- 請求代表者が複数いる場合、請求代表者の行為は「合同行為と解すべき」とされており（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著）、請求代表者全員の総意によりそれぞれの行為が行われるものと解されている。→現行制度において、複数の請求代表者の行為の方式等について定める規定はない。
- 本請求に至るまでの請求代表者と選挙管理委員会のやりとりとして、現行制度上、以下のようなものが挙げられる。
  - ①（請求代表者→選挙管理委員会）請求代表者証明書の交付申請
  - ②（選挙管理委員会→請求代表者）請求代表者証明書の公布
  - ③（請求代表者→選挙管理委員会）署名簿の提出 ※仮提出がある場合：仮提出→本提出の申出
  - ④（選挙管理委員会→請求代表者）有効署名数の証明、署名簿の返付
- 署名簿の返付に関しては、法令上、以下の規定がある。

（地方自治法第74条の2第6項）

市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

（地方自治法施行令第95条の4）

市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第六項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を条例制定又は改廃請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

## 署名権者・法定署名数の早期確定について

### 現行制度

- 法律上、選挙管理委員会が署名簿の署名の審査を行う場合、審査に用いる選挙人名簿について、どの時点における選挙人名簿を使用するかということに関する規定はない。
- 選挙管理委員会による署名簿の署名の審査において、審査に用いる選挙人名簿は、審査完了日現在における選挙人名簿とされている。（行政実例 昭32.4.15 自丁発第43号 三重県選挙管理委員会委員長宛）
- 現行の考え方は、本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させるために、できるだけ確定を後ろ倒しするというものである。

### 現行制度の解釈となった理由

- 直接請求代表者は、先ほどの程度の署名を収集するならば法定署名数以上の署名を集め得るかを目やすとするのであり、その目やすが後になってくつがえされることが心外なことである。昭和三二・四・一五行政実例によって変更される以前の行政実例は、この見解に立つものであった。
- しかしながら、この説では、請求時の選挙人の実態からの遊離を招来するおそれ（たとえば、署名収集期間中に市町村の境界変更があった場合には、有権者数が著しく減少したにもかかわらず、なお従前の高い数によらねばならず、現実に署名収集が困難になることもあり得る。）も容易に予想されるところであって、不合理なことといわねばならない。
- 署名審査の終了の際に告示されている数による説は、現在の行政実例の示すところであり、請求権者の資格を可及的に請求時の選挙人の実態に合致させようとする見地から現行行政実例として採用されたものと考えられる。

（「直接請求制度の解説」 角島靖夫、山本鎮夫著）S53.7.20発行より一部加工）

## 不正な署名収集の防止①

### 質問①

過去の事例において、不正・無効な署名収集が疑われた署名にはどのような態様のものがあったか。

法令上の規制に意図的に違反したようなものではなく、署名収集受任者や署名者が署名収集に係る法令上の規制を十分に理解していないことに起因する態様のものが多いという回答が多かった。

(具体的な意見)

- 家族と思われの方が家族全員の署名を行っているものや、選挙人名簿に登録されていない者が署名しているもの等、故意ではないと思われ、形式的な不備に当たるものがあった。(B市、C市、D市、E町、選管連)
- 請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集しているものや、署名収集受任者の氏名等の記載がない委任状が綴られた署名簿で署名収集しているものもあった。(C市)
- 指定都市は行政区ごとに選挙人名簿が作成されているが、ターミナル駅等の街頭で署名収集した場合、当該行政区の選挙人名簿に登録されていない者の署名が多くなる。また、署名収集受任者が選挙人名簿に登録のない別の区で署名収集している事例もあった。(B市、C市)
- 本人以外の者によって署名が偽造されたものが大量に含まれている疑いのある事例があった。(A県)

## 不正な署名収集の防止②

### 質問②

不正・無効な署名収集の要因は何か。これを防止するために、現行制度で見直すべき点はあるか。

署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集したり、住民が一般の署名運動と区別せずに署名していることが要因として考えられるという意見が多く、法令改正を伴う制度の見直しを求めめるものではなく、運用上の対応の必要性を示唆する意見が多かった。

#### (具体的な意見)

- 署名収集前に請求代表者へ選挙管理委員会から説明を行っている（※）が、請求代表者から署名収集受任者への説明が行き届いておらず、署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集していることに起因していると思われる無効な署名が多い。（B市、C市、D市、E町）
  - （※）・請求代表者が最初に選挙管理委員会に来た際に、請求代表者の定義や署名簿の様式、署名収集のやり方、署名簿の提出の方法等の基本的な事項について説明をしている。
    - ・選挙管理委員会独自で作成した注意事項を記載した文書や、署名簿の様式例を交付している。
    - ・これらのほか、選挙管理委員会委員長がマスコミに対して注意事項等の周知を行っている。
- 地方自治法上の規制がある直接請求に係る署名収集と、法令上の規制がない一般の署名収集とを住民が混同していること、すなわち、直接請求に係る署名収集には地方自治法上の規制があるということとを住民がよく理解していないことが要因として考えられる。（C市、D市）
- 地方自治法上の規制等を署名収集受任者や住民に周知・理解してもらうことが必要ではないか。（B市、C市、D市、E町）

### 不正な署名収集の防止③

#### 質問③

不正な署名収集の防止をするため、署名簿に署名収集者の署名を義務づけるなど、署名簿上で署名収集者を特定できるようにする方策をとることについてどう考えるか。

署名簿上で署名収集者を特定できたとしても、署名の偽造防止への効果に疑問があるという意見があった一方で、不正に対してのハードルが上がるのではないかと、請求代表者や署名収集受任者以外の者による署名収集の防止に対して一定の効果があるのではないかと意見もあった。現行制度下でも、署名収集者を特定させる運用をしているため、問題ないという意見も多かった。

#### (具体的な意見)

- 署名簿上で署名収集者を特定できないことが署名の偽造に繋がっているとは考えられず、署名収集者を特定するために署名収集者の署名を義務づけることの必要性には疑問が残る。(B市)
  - 現行制度上、不正抑止の目的で署名の偽造等に対する罰則が設けられているので、さらに署名収集者側の負担を増す方策をとる必要があるかについては、慎重な議論が必要。(選管連)
  - 署名簿に署名収集者の署名を義務づければ、審査時に疑義が生じた際の確認が簡便になる効果に加え、不正に対してのハードルが上がり、署名の偽造の防止に繋がるのではないか。(A県)
  - 署名簿に署名収集者の署名を義務づけて、署名簿上で署名収集者を特定できるようにすることは、請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集することを防いで、請求代表者や署名収集受任者の責任を徹底させるということに資するのではないか。(C市、E町)
  - 現行制度でも運用において署名収集者の特定はできており、現行の運用(※)で問題ない。(B市、D市、E町)
- (※) 請求代表者と署名収集受任者ごとに署名簿を作成するよう促している。  
請求代表者用の署名簿の表紙には、複数の請求代表者のうち誰が収集したか分かるよう氏名を記載するよう促している。

## 不正な署名収集の防止④

### 質問④

選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に明確に規定することについてどう考えるか。

審査の対象とならない署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか不明確なため、調査権限を規定することが必要とする意見がある一方で、選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に規定する必要はないとする意見が多かった。

(具体的な意見)

- 選挙管理委員会の対応に問題がなかったかどうか等を含め、行政として制度運用の実態把握が必要な場合があるが、現行法では、審査の対象とならない仮提出された署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか分りにくく、調査権限を規定することが必要。(A県)
- 手元にある署名簿の確認や任意での関係者への聞き取り、大量の不正署名が判明した場合の告発等は、新たな法律上の規定がなくても、選挙管理委員会の役割や事務としてできるため、調査権限の規定は必要ない。(B市、E町、選管連)

(※参考 総務省から「地方自治法施行令第93条の2に基づき仮提出された条例の制定又は改廃等の請求者の署名簿について、特に必要があると認められる場合に、各地方公共団体の権限の範囲内で、その内容を調査することは妨げられない」旨の通知を発出済み。(令和3年5月31日付け総行第186号)

- 仮に不正署名が大量にある場合は、捜査機関の捜査に委ねられるため、選挙管理委員会が法律の規定に基づき独自に調査ができるようにする必要はない。(B市、D市、選管連)
- 調査権限の規定が設けられると、選挙管理委員会がケースごとに当該規定への該当性を判断しなればならなくなることや、外部者より全ての署名の調査を要求されて対応に苦慮する事案が生じる懸念がある。(C市、D市、E町)

## 縦覧制度の見直し①

### 質問⑤

縦覧制度を個人情報保護の観点から見直すことについてどう考えるか。

個人情報保護の観点から見直しが必要であり、特にDV等被害者支援措置対象者については何らかの対応が必要であるとする意見が多かった一方で、見直しを行う際には縦覧の役割とのバランスを考えることが重要であり、具体的に見直しの方法に関しては、今後の議論が必要であるという意見が多かった。

(具体的な意見)

- 極めてセンシティブな政治的な主張に対して、賛成や反対の立場で署名することになるので、署名者は、縦覧により氏名や住所、生年月日がさらされることに対して懸念を抱くものと考ええる。(C市)
- 現行の縦覧制度は、個人情報の保護に配慮したものとなっていないため見直しが必要である。原則として氏名の部分のみ縦覧させるとし、縦覧者本人又はその家族の署名について氏名以外の部分(住所、生年月日等)も含めて縦覧したい旨の申出があったときは、住所・生年月日を含めた本人確認の上、氏名以外の部分についても縦覧させる運用が考えられる。(A県、B市)
- 署名者に縦覧させる部分を本人の署名の部分に限るなどの対応により、個人情報の保護を図ることができると考えるが、関係人が署名簿の署名に関する異議を申し出る機会の喪失に繋がる面がある。縦覧の趣旨との折り合いをどこで付けるか非常に難しい。(A県、D市)
- 関係人が署名を確認する際に重要な情報となる住所や生年月日は縦覧させる必要があるため、現行制度の見直しは必要ない。(E町、選管連)

## 縦覧制度の見直し②

### ( DV等被害者支援措置対象者の署名等の対応について )

- DV等被害者支援措置対象者が、氏名、住所等を縦覧されることを恐れて署名を控えるなど、直接請求の権利が行使できなくなるといふことは不適切なため、何らかの措置が必要である。( A県、C市、D市 )
- 例えば、署名簿の氏名の部分のみ縦覧に供するといった対応をとったとしても、氏名のみからでも署名をしたDV等被害者支援措置対象者が当該市区町村に住んでいることが縦覧者(加害者等である可能性もある。)に分かってしまいう可能性があるため、署名簿のうちDV等被害者支援措置対象者の署名が含まれる部分を縦覧の対象から除くといった対応も必要である。( B市、E町 )
- 選挙人名簿のデータと住民基本台帳のDV等被害者支援措置対象者の情報が連携している場合には、署名の審査の段階でDV等被害者支援措置対象者が署名しているかどうかを把握することは可能であり、本人以外の者に当該署名を縦覧させないことはできると思われるが、縦覧の役割とのバランスを考える必要がある。( A県、E町 )

## その他

質問⑥	委任届の制度の再導入についてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委任届の提出時点で選挙管理委員会の確認があるため、請求代表者が選挙人名簿の登録の有無を確認せずに安易に署名収集受任者を選ぶようなことを抑止する効果や、意図せず選挙人名簿に登録のない署名収集受任者が署名収集をし、審査の結果、大量の署名の無効が判明することによって、署名者の不利益になることを防ぐ効果が期待できる。(A県、C市)</li> <li>○ 請求代表者は、署名収集受任者となる者が選挙人名簿に登録があることを自らの責任で確認すべきである。選挙人名簿の閲覧制度等を利用して、署名収集受任者の選挙人名簿への登録を確認することも可能である。したがって、選挙管理委員会の事前の確認を要するものとする委任届の制度の再導入は、必要ない。(D市、E町)</li> <li>○ 仮に委任届の制度を再導入すると、委任届を提出する請求代表者や審査する選挙管理委員会の事務が増大する。審査段階で委任状を確認すれば問題なく、直接請求のハードルが高くなってしまで行う理由について整理できないため、委任届の制度の再導入は必要ない。(D市、選管連)</li> </ul>
質問⑦	総代制度の導入や署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付についてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請求代表者の行為は合同行為として総意が必要とされるところ、明確に反対の意思を示す請求代表者がいるなどの場合には事務が停滞する。現に分裂した場合には運用での解決は困難となるため、請求代表者の意思決定や署名簿の取扱い等について規律が法令で決まっていれば選挙管理委員会は動きやすい。(A県、C市)</li> <li>○ 選挙委員会と請求代表者との事前の打合せにおいて請求代表者の中から連絡担当者を決めてもらう等といった運用で対応できているため、総代制度の導入や署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付について、新たな制度を設ける必要はない。(B市、D市、選管連)</li> </ul>
質問⑧	署名権者や法定署名数について、現行(署名簿の審査終了時の選挙人名簿を基準とするもの)よりも早期の時点で確定することについてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙管理委員会としての説明のしやすさや、署名収集者側の活動のしやすさ、審査期間中に選挙人名簿の更新があった場合に審査のやり直しになり選挙管理委員会の事務が増えることからすると、早期に確定したほうが良い。(A県、B市、D市)</li> <li>○ 署名簿の審査終了時の選挙人名簿を基準とする現行から変える必要はない。(C市、E町)</li> </ul>

---

---

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会 報告書

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会

---

---